

平 戸 市 監 査 公 表 第 118 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 29 年 2 月 24 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 瀬 清

第 1 監査の対象

財務部企画財政課

第 2 監査の期間

平成 28 年 11 月 22 日・11 月 24 日

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 27 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
- ④ 契約の方法及び内容は適正か。

(3) 庶務関係事務

- ① 公印の管理状況
- ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
- ③ 文書の処理、整理保存状況

(4) 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成27年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘事項等は次のとおりである。

【指導事項】

1. 土地開発基金の活用状況について

基金で保有する土地は、平成5年度から平成18年度までに先行取得した6件で、取得価格は331,002,827円である。この中には、当初の取得目的を果たせぬまま荒廃地となっているもの、未だ活用の目途が立っていないものもある。

関係規則では、基金への繰戻期間は、原則3年以内と定められており、やむを得ない理由があると認めるときは、期間延長ができることとされているが、期間延長の申請及び基金繰戻計画が不透明である。

土地の活用を再度確認し、関係条例、規則に基づいた処理が求められる。

【意見】

1. 公共施設に係る敷地の賃貸借契約について

公共施設に係る借地については、敷地の賃貸借契約書等の確認ができないものが散見された。特に有蓋防火水槽においては、施設数の把握ができていない状況である。

また、一部の契約書には、賃貸人が土地を第三者に譲渡等をする際に、市への報告、協議、権利の継承など、市の権利を担保するための規定がないものがあり、契

約書の見直しが必要である。

2. 土地台帳、建物台帳の整理

公有財産台帳については、現在も旧市町村の台帳を使用している。合併後 10 年を経過し、一定の期間経過したものと思われるため、様式統一に向けた取り組みを行っていただきたい。

現在、財務会計システムの公有財産管理及び公会計における固定資産台帳も利用しながら運用を行っているようであるが、公有財産台帳との整合性が取れていないものもあるため、精査が必要である。現有のシステムでは地図情報を求めることは困難であるが、資産台帳としての機能をさらに高めることが求められる。

第6 むすび

平成 27 年度の一般会計の財務状況は、実質収支で 495,059 千円、26 年度は 114,787 千円、25 年度は 223,476 千円の黒字であり、健全な財政運営を維持している。

また、総務省方式改訂モデルに基づいた普通会計財務書類 4 表（決算後翌年に作成）において、資産、負債、純資産（資本）の分析がなされ、平成 26 年度末での有形固定資産は、109,025 百万円、資産老朽化比率は 50.6%を示している。

公有財産台帳では、固定資産台帳と一致していない部分があった。これは、未登記や、取得、処分の報告漏れ、国調による地積、地目の変更等によるものが要因と考えられる。行政財産の管理はそれぞれの所管課で行われているが、公有財産に関する事務は企画財政課が統括するとなっているので一般的な管理方法や台帳の整備など指示を行い、正確に調製を行っていただきたい。内部統制上においても、財務報告の信頼性は重要である。

現在、総務省の全国統一仕様である公会計システム整備事業として、資産データのシステムへの入力更正が行われている。台帳整備に加え地図情報など汎用性も考慮したシステムの構築が望ましい。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。